

第 36 号

令和2年度熊本県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度熊本県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| (1) 流域関連市町村数     | 11市町村                     |
| (2) 年間総処理水量      | 30,066,250 m <sup>3</sup> |
| (3) 1日平均処理水量     | 82,373 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業    |                           |
| イ 熊本北部流域下水道建設事業  | 419,780千円                 |
| ロ 球磨川上流流域下水道建設事業 | 122,100千円                 |
| ハ 八代北部流域下水道建設事業  | 810,820千円                 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流域下水道事業収益		3,601,488千円
第1項 営業収益		1,464,981千円
第2項 営業外収益		2,136,507千円

	支 出	
第1款 流域下水道事業費用		3,789,002千円
第1項 営業費用		3,598,669千円
第2項 営業外費用		143,606千円
第3項 特別損失		46,727千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,840千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,037千円及び引継金327,803千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		1,531,376千円
第1項 企業債		451,400千円
第2項 補助金		776,330千円
第3項 負担金		294,785千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円

	支 出	
第1款 資本的支出		1,957,216千円
第1項 建設改良費		1,369,725千円
第2項 企業債償還金		578,630千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,000千円及び1,843,674千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
八代北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 八 代 市	令和3年度	千円 223,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	76,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他)	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。
球磨川上流流域 下水道事業費	22,000	工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	261,200	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
流域下水道事業 会計借換債	92,200			
計	451,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

39,380千円

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫